

40歳以上のすべての方

年齢によって異なります

65歳以上

第1号被保険者

- 全員に被保険者証が交付されます。
- 介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。
- 保険料は、原則年金から天引等で徴収されます。

45歳以上64歳以下

第2号被保険者

- 要介護認定を受けた方に、被保険者証が交付されます。
- 老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護支援が必要とされた場合にサービスを利用できます。
- 保険料は、医療保険の保険料と一括して徴収されます。

↓
利用料支払い

↑
介護予防プログラムを提供

↓
一部負担支払

↑
サービスを提供

↑
介護が必要かを調査して認定

↓
介護が必要になったときに申請

↑
被保険者証を交付

↓
保険料を納付

サービス事業者



←
保険料給付相当額
(サービス料の9割または8割)

←
地域支援事業の
サービス費支払

市役所

